

取引約款

第 1 条

(本約款の目的)

エンジェルナビ株式会社(以下「当社」といいます。)の運営するポータルサイト(以下「本サイト」といいます。)における株式投資型クラウドファンディングサービス(以下「本サービス」といいます。)を利用するお客様と当社との間の契約の内容はこの約款(以下「本約款」といいます。)のとおりとします。

第 2 条

(定義)

本約款において使用する下記用語の意味は、以下のとおりとします。

1. 「株式投資型クラウドファンディング」とは、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいいます。
2. 「店頭有価証券」とは、本サービスを通じて、当社が募集の取扱いを行う株式及び新株予約権をいいます。
3. 「発行者」とは、本サービスを通じて、当社が募集の取扱いを行う店頭有価証券を発行する株式会社をいいます。
4. 「募集案件」とは、当社が行う募集の取扱いのうち、本サービスを通じて公開されているものをいいます。
5. 「お客様」とは本サイト上において、氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレスその他の必要事項を入力し、当社の審査を経て、当社の運営する本サイトにおいて、本サービスを利用できる者をいいます。(第 5 条参照)
6. 「お申込み」とは、募集案件に対し、お客様が当該発行者の店頭有価証券の取得を目的とし、本サービスを通じて行う注文をいいます。
7. 「募集期間」とは、募集案件へのお申込み受付期間をいいます。
8. 「募集案件の成立」とは、以下の場合をいい、当該店頭有価証券の取得の約定をいいます。

募集期間が満了した場合は、お申込み受付額の総額が目標募集額以上を維持した状態で、募集期間最終日の翌営業日から数えて 8 日が経過すること

9. 「マイページ」とは、本サイト内におけるお客様専用のページをいいます。

第 3 条

(株式投資型クラウドファンディングのリスク)

お客様は、本約款末尾の別紙「ご投資に伴うリスク」を理解して取引を行うものとします。

第 4 条

(自己責任の原則)

お客様は、本約款（本約款末尾の別紙「ご投資に伴うリスク」を含みます。）、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する取扱要領」、各募集案件の紹介内容及びお申込み時の契約締結前交付書面等の内容を事前に十分確認し、自らの責任と判断において本サービスにおける取引を行うものとします。

第 5 条

(お客様登録について)

1. お客様は、当社の定める方法によってお客様登録の申請をしていただき、当社がこれを承認することによって、お客様登録を完了するものとします。なお、以下の項目を審査させていただきます。
 - ① ご本人の登録であること
 - ② 反社会的勢力に該当しないこと（反社会的勢力でないことの表明・確約をいただきます。）
 - ③ 居住地/納税地が日本である日本国籍の方
 - ④ 外国 PEPs に該当しないこと
 - ⑤ 満 20 歳以上、満 75 歳未満であること（発行者への払込み期日に満 75 歳に達する場合、お申し込みはできなくなりますが、当社ウェブサイトより、取引記録や決算情報等の情報は継続的に提供されます。）
 - ⑥ 投資目的が長期保有目的であること
 - ⑦ 投資経験、保有金融資産、年収、職業等を勘案した当社の取引開始基準を満たしていること
2. お客様登録の申請者に以下の事由等があった場合、当社の判断によりお客様登録申請を承認できないことがあります。また、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - ①お客様登録の申請に際して、届出事項が虚偽であると判明した場合
 - ②利用規約（お客様）に違反したことがある方からの申請である場合
 - ③当社がお客様登録を相当でないと判断した場合
3. 当社は、お客様登録の審査に相当の日数を要した場合及び第 2 項に基づきお客様登録申請を承認しなかった場合に生じたお客様の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。
4. 特定投資家としての取扱いを希望されるお客様は、特定投資家への移行に係る申請をしていただき、当社が別途定める条件を満たす場合、当社がこれを承認することによって特定投資家への移行申請が完了するものとします。なお、当該申請の有効期間は 7 月

末までです。継続の申請がない場合、8月1日以降は一般投資家としての取扱いとなります。

第 6 条

(オンライン本人認証「proost」を利用した手続き)

本人確認画面から「proost」を選択いただき、次に遷移する画面で本人確認手続きをしていただきます。画面の指示に従い、本人確認書類とご自身の撮影をしていただきます。画像の確認を行い、本人確認が完了します。

※ 使用できる本人確認書類

- ・ 運転免許証
- ・ 在留カード
- ・ マイナンバーカード

第 7 条

(その他の手続き)

1. 当社は、画像認証システムによらない本人確認方法を選択されたお客様によるお客様登録の申請については、本人確認手続きの画面で、以下の本人確認書類のアップロードをしていただき、当社より本人確認書類に記載されている住所宛てに取引に係る通知を転送不要簡易書留郵便で送付します。当社から郵送する通知には、認証コードが記載されており、お客様が本サイトにて認証コードを入力することで本人確認が完了します。

※ 使用できる本人確認書類 (いずれか 2 点)

- ① 運転免許証
- ② 写真付き住基カード
- ③ パスポートの顔写真貼付面と所持人記載面
- ④ 健康保険証 (現住所の記載があるもの)
- ⑤ 在留カード
- ⑥ 運転経歴証明書
- ⑦ 個人番号 (マイナンバー) カードの表面のみ
- ⑧ 特別永住者証明書

2. 当社は、第 1 項及び次条第 1 項に定める本人確認と同時に、お客様の氏名、生年月日等により、反社会的勢力に該当しないことの確認 (以下「反社会的勢力チェック」といいます。)を行います。

第 8 条

(表明保証及び誓約)

1. お客様には、当社に申告若しくは届出を行った又は行う情報につき、虚偽がないことを表明保証していただきます。また、お客様登録申請時に至るまで、次の①の i から viii のいずれにも該当しないことを表明保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約していただきます。

さらに、自ら又は第三者を利用して次の i から vii に該当する行為を行わないことも誓約していただきます。

① お客様登録申請時に至るまで、かつ将来にわたり次の i から viii のいずれにも該当しないことの表明保証及び誓約

i. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）

ii. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）

iii. 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）

iv. 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）及びその役員・社員・関係者等

iv. 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

v. 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

vi. 特殊知能暴力集団等（i から vi までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

viii. その他 i から vii に準ずる者

② 自ら又は第三者を利用して次の i から v に該当する行為を行わないことの誓約

i. 暴力的な要求行為

ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為

iii. 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為

- iv. 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信頼を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - v. その他 i から iv に準ずる行為
2. お客様が本条の表明保証又は誓約に違反した場合は、当社はおお客様に対し、当該表明保証又証又は誓約の違反に起因して生じた損害の賠償を請求できるものとします。又、お客様本人暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、当社の判断によりお客様との間の契約を解除します。既にお取引をいただいている場合でも反社会的勢力と判明した場合には解除の対象になります。
3. 募集案件における株式の購入後、お客様本人が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合など、本条の規定に違反したことが明らかになった場合には、既に投資した案件について当該取引が解除されるものとします。この場合、お客様の氏名等が株主名簿から削除され、当該投資資金は返金され、投資資金の返金までの期間の利息は付かないこととします。当該発行者からお客様に対して、お客様が本条に違反した旨及びその理由、並びに時期を明記した通知がなされます。かかる通知をお客様宛に発送した時点で自動的に効力が発生するものとします。また、当該発行者による当該手続き（株主名簿の名義書換を含みますが、それに限りません。）について、本約款をもって事前に同意していただきます。

第 9 条

（お客様登録後の確認）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときその他当社が必要と判断したときに、お客様及びその関係者に対して、当社所定の方法により必要な事項の確認を行うものとします。

1. 本サービスの利用がお客様ご本人によるものであることに疑義が生じた場合
2. お客様ご本人の届出事項を最新の内容に保つために確認が必要であると認める場合
3. その他当社が本サービスを適法に行うために確認が必要であると認める場合

第 10 条

（変更手続き）

1. 次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく当社に届け出るものとします。
 - ①住所、氏名、メールアドレス、銀行口座等、届け出事項等を変更するとき
 - ② 家庭裁判所の審判により、後見、補佐、補助が開始されたとき
 - ③ 後見監督人が選任されたとき
 - ④ 任意後見監督人が選任され任意後見が開始されたとき
2. 申込書等の記載事項や届出事項の変更手続きに関し、印鑑登録証明書、戸籍の個人事項証明（戸籍抄本）その他当社の指定する書類等のご提出をお願いすることがあ

ります。

第 11 条

(法令・諸規則の遵守)

当社は、金商法その他関係法令及び日本証券業協会の定める規則に従い、本サービスを運営するものとします。

第 12 条

(お申込み)

登録が完了されたお客様は、当社が募集する株式投資型クラウドファンディング案件にお申し込みいただけます。当社ポータルサイト (<https://www.angel-navi.com>) で株式投資型クラウドファンディング案件の募集情報を閲覧いただき、申込期間中に、取得を希望する案件と株数/個数(口数)を指定してお申し込みください。お申し込みにあたっては、事前に電磁的方法により交付される案件ごとの契約締結前交付書面をよくご確認のうえ、同意いただくことが必要です。

1. 株式投資型クラウドファンディング業務により取り扱う店頭有価証券の取得にあたっては、同一の発行者につき1年間に50万円となるまで可能です(特定投資家を除く)。なお、当該少額要件に関して、お客様が要件を満たしていることについて契約締結前交付書面への同意による表明をしていただきます。また、当社システムでは1回につき50万円以上のお申し込みはできない仕様になっておりますほか、過去1年以内に1回でも同一の発行者にお申し込みがあれば当該お申し込みを当社のシステム上で検知し、今回のお申し込み額と照らし合わせ、50万円を超えていればお申し込みが出来ない仕様になっております。
2. 株式投資型クラウドファンディング業務により取り扱う店頭有価証券の取得へのお申し込みには、株式投資型クラウドファンディング業務による店頭有価証券の取得にあたってのリスクや手数料等をご確認のうえご理解いただき、お客様の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認書を、電磁的な方法で徴求させていただきます。
3. 目標募集額(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」といいます。)第70条の2第2項第3号に規定する目標募集額をいいます。以下同じ。)は当社と発行者との協議によって決定するものであり、客観的な株式価値に基づくものではありません。
4. 申込期間終了時点でお申し込み額が目標募集額に到達しなかった場合
株式投資型クラウドファンディングは不成立となり、お客様のお申し込みは失効いたします。ただし、目標募集額に到達しない場合に発行者との協議のうえ、お申し込み期間を延長する場合があります。なお、延長を行う場合は1か月の期間を限

度とし、1プロジェクトにつき1回のみ可能といたします。

すでにご入金いただいた投資資金はご登録の銀行口座へ返金いたします。なお、返金に掛かる振込手数料は当社が負担します。

5. 募集期間内にお申込金額の総額が上限募集額に到達した場合は、募集期間の残存期間にかかわらず、新たなお申込みの受付は行いません。なお、キャンセル待ちのお申込みを受け付けます。

6. 発行者から当社に対しては、株式投資型クラウドファンディングが成立した場合は、募集取扱業務に対する手数料として、店頭有価証券の発行価格の総額の20%（消費税別）相当額が当社に支払われます。募集取扱業務に対する手数料の支払い方法については当社及び発行者の合意に基づき決定いたします。

第13条（お客様から当社へのご入金）

1. 募集株式の取得のための申込代金は、申込日から起算して8日以内に、当社指定口座へお振り込みください。（振込手数料はお客様の負担でお願いします。）

2. キャンセル待ちのお申込みをされ、当選したお客様は、キャンセル待ち結果連絡日の翌営業日中（入金期限）に申込金額を当社指定銀行口座にお振り込みするものとします。入金期限までに申込金額のご入金を確認できない場合（金額不足を含みます）キャンセル待ちのお申込みが撤回されたものとします。なお、お振り込みの際の振込手数料は、お客様負担とします。

第13条の2

（発行者による発行株式の割当）

1. 発行者は、募集案件が成立した場合に、発行する店頭有価証券の割当の決議を行い、お客様に株式割当通知書または新株予約権割当通知書を交付します。
2. 前項に関わらず、お客様が有効にお申込みいただいた場合でも発行者の判断により、お客様に対して発行する店頭有価証券の割当が行われない場合があります。この場合、当社は、当該お客様に割当を受けられない旨を通知し、当該お客様のお申込みを取り消させていただきます。
3. 前項により、発行する株式の割当を受けられないお客様へは、すでにお振り込みいただいた投資資金をご登録の銀行口座へ返金いたします。なお、返金に掛かる振込手数料は当社が負担します。ただし、ご入金の際にご負担いただいた振込手数料等は返金いたしません。

第14条

（取引報告書及び取引残高報告書の交付）

1. 募集案件が成立した際、当社は、金商法第 37 条の 4 の規定に従い、その成立日に取引報告書（契約締結時交付書面）を作成し、お客様に交付します。また、取引のあったお客様には、3 ヶ月毎（3 月末・6 月末・9 月末・12 月末）を基準に取引残高報告書を作成して交付します。

なお、本サービスにおける取引報告書（契約締結時交付書面）及び取引残高報告書は、お客様登録時に同意いただいた電磁的方法で交付します。

2. 取引報告書（契約締結時交付書面）及び取引残高報告書を受領された際、お客様は速やかにその内容をご確認ください。その報告内容にご不明な点があるときには、当社までご連絡ください。

第 15 条

（株式の発行）

募集案件の成立後、払込期日にお客様は株主または新株予約権者として株主名簿または新株予約権簿に記載されます。

第 16 条

（募集案件の中止）

当社は、以下の各号に掲げる事由が生じた場合、発行者との間の合意に基づいて、募集案件を中止することがあります。

1. 発行者が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との間に関係があることが判明した場合（この場合においては発行者との間の合意にかかわらず中止します。）
2. 当社について、金融商品取引法及び関連政省令、日本証券業協会の規則に違反する等の事由により業務管理体制の改善等を求められた場合
3. 上記各号に掲げるほか、理由の如何を問わず、当社又は発行者が募集案件の中止を決定した場合

第 17 条

（同一の発行者に対するお申込み制限について）

特定投資家以外のお客様は、同一の発行者へのお申込みは、1 年間当たり 50 万円が上限です。また、本サービスを利用する以外の手段により同一発行者の有価証券について、募集を開始する日の前日を起算日として過去 1 年以内に取得しているお客様については、その投資金額にかかわらず、同一の発行者の募集案件へのお申込みができませんものとします。これに対し、過去 1 年以内に行われた当社の株式投資型クラウドファンディングのみによって発行者の店頭有価証券を取得したお客様は、当該過去 1 年以内の取得分と新規案件における取得分が 50 万円を超えない範囲で、新規案件へのお申込みが可能です。

第 18 条

(勧誘手法併用の禁止)

当社は電話又は訪問の方法等、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により、株式投資型クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行いません。

第 19 条

(照会に対する回答方法の制限)

当社は、株式及びその発行者に関するお客様からの照会に対して、電話又は訪問の方法等、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により回答することはできません。株式及びその発行者に関する照会事項につきましては、下記お問合せフォームよりご連絡ください。電子メールにて回答いたします。

お問合せフォーム

(https://www.angel-navi.com/investortop/inquiry_entry.html)

第 20 条

(お申込みの撤回)

1. 募集店頭有価証券の取得申込について撤回を希望される場合、申込日から起算して 8 日以内に、お客様毎に設定される当ウェブサイト (AngelNavi) 上のマイページ「お問い合わせ」よりキャンセルの旨、ご連絡いただくことで、申込を撤回する事ができます。撤回に際してキャンセル料等は発生しません。当該お申込みの撤回が可能な期間は、お客様ご自身のお申込日から起算して 8 日以内に限られますので、ご注意ください。(金融商品取引法第 37 条の 6 (クーリング・オフ) の規定の適用はありません。)
2. すでにお振込みいただいた投資資金は、ご登録の銀行口座に返金いたします。なお、返金に掛かる振込手数料はお客様の負担でお願いします。

第 21 条

(店頭有価証券取得後の情報提供)

当社は、お客様が本サービスを利用して取得した店頭有価証券にかかる発行者の事業の状況について、発行者から情報を取得するごとにマイページにおいて情報提供を行います。但し、当社の情報提供は発行者からの情報提供内容に全面的に依拠し、当社で独自の調査は行いません。また、当該情報提供による責は発行者が負うものとし、当社は一切の責を負いません。

第 22 条

(不保証)

お客様は、自らの判断と責任においてお申込みを行うものであり、当社は本サービスの結果について何ら保証するものではありません。

第 23 条

(自己資本規制比率に係る規制等の適用除外)

当社は、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項のお客様保護基金への加入義務が適用されません。

また、同法第 29 条の 4 の 2 第 9 項及び第 10 項の規定により株式の券面の預託を受けることができません。

第 24 条

(通知)

本約款に基づく通知はすべて電磁的方法により通知するものとし、お客様の責めに帰すべき事由によって延着又は未着の場合は、通常到着すべき時に到着したものとします。

第 25 条 (

(免責事項)

当社及び当社の役職員は、次の各号の事由によりお客様又は第三者に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害又は費用について免責されるものとします。

1. お客様の ID、パスワードその他の個人情報の悪用
2. 原因の如何にかかわらず、お客様又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピュータシステムの故障、誤作動又は悪用
3. 発行者による虚偽の事実の告知、誤解を生じさせないために必要な事実の不告知又は虚偽の文書の行使
4. 地震、津波、台風その他の自然災害、戦争その他の武力行使、暴動、テロ行為、コンピュータシステムに対する大規模な攻撃、大規模な停電その他インフラの停止、その他当社の責めに帰さない事由に起因する一切の事象
5. 本約款末尾の別紙「ご投資に伴うリスク」に記載のリスクの現実化

第 26 条

(当社役職員等による投資)

当社役職員、当社関係会社の役職員及びそれぞれの近親者も、募集案件にお客様として参加する場合があります。

第 27 条

(退会)

当社におけるお取引、サービスの停止をご希望のお客様は、下記お問合せフォームよりお申出ください。手続等に関して電子メールでご連絡いたします。

なお、退会後はマイページのご利用はできませんが、過去のお取引の記録は法令等の定めるところにより残ることになります。

お問合せフォーム

(https://www.angel-navi.com/investortop/inquiry_entry.html)

第 28 条 (本約款の変更)

当社は、その効力発生時期を定め、本サイトに掲載する方法によって当該変更の内容及び効力発生時期を周知することにより、本約款を変更することができるものとします。

第 29 条

(権利義務の譲渡の禁止)

利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本約款上の地位又は本約款に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできません。

第 30 条

(本約款の効力)

本約款の一部が消費者契約法その他の法令等により無効と判断された場合であっても、本約款の他の部分は、完全に効力を有するものとします。

第 31 条

(準拠法)

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第 32 条

(管轄)

本サービスに関して紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2023 年 5 月 31 日

別紙

ご投資に伴うリスク

※ 発行者毎にリスクは異なりますので、ご投資いただく際は募集案件毎の契約締結前交付書面に記載のリスクを必ずご確認ください。

※ 当社と発行者は、発行者の配当の支払いを保証するものではなく、お客様の一切の損失についても補填を行うものではありません。

※ 下記リスクを十分ご確認の上、発行者の株式取得に当たっては、配当及び売却益等金銭的利益の追求よりむしろ、発行者及びその行う事業に対する共感又は支援を主な旨としていただきたくお願いします。

発行者に関するリスク

株式投資型クラウドファンディング業務による募集店頭有価証券のお取引によってご購入される店頭有価証券には、以下のリスク・留意点がありますのでご確認ください。リスクに係る事象により、お客様に損失が生じるおそれがあります。

1. 募集株式は非上場の会社が発行する店頭有価証券であるため、上場銘柄のような取引の参考となる気配及び相場が存在せず、換金性が著しく乏しいものです。また、譲渡先は自分で探さなければならず、売りたい時に売れない可能性があります。
2. 発行者の発行する店頭有価証券には、譲渡制限が付されています。そのため、当該店頭有価証券を譲渡する際には、発行者の承認を受ける必要があります。当該店頭有価証券の売買を行っても、権利の移転が発行者によって認められない場合があります。
3. 発行者の業務や財産の状況に変化が生じた場合、発行後の募集店頭有価証券の価格が変動することによって、その価値が著しく失われるおそれがあります。特に発行者が破たんした場合等では、投資した金額がゼロになることがあります。
4. 募集店頭有価証券は、社債券のように償還及び利息の支払いが行われるものではなく、また、配当が支払われるとは限りません。
5. 募集店頭有価証券については、上場銘柄のように、金融商品取引法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同程度の開示は義務付けられていません。
6. 有価証券の募集は、金融商品取引法第4条第1項第5号に規定する募集等（発行価額が1億円未満の有価証券の募集等）に該当するため、金融商品取引法第4条第1項に基づく有価証券届出書の提出を行っていません。
7. 発行者の財務情報については、公認会計士又は監査法人による監査は行われていません。
8. 1人の投資家の方が株式投資型クラウドファンディングを通じて投資できる金額は、同

一の会社が発行する店頭有価証券につき1年間に50万円以下です。

9. 本募集店頭有価証券の発行者は、株主間契約または投資契約の締結を求めています。ご承認いただけない投資者は、ご購入いただく事はできません。株主または新株予約権者となられた投資者は、株主間契約または投資契約に基づく店頭有価証券の譲渡を発行者等より請求される可能性があります。株主間契約または投資契約の詳細につきましては、サイトのトップページに掲載されております「株主間契約について」「投資契約について」をご参照ください。

【当社の倒産に伴うリスク】

当社に対して破産その他の法的・私的整理手続が開始された場合、既に投資された発行者の情報等が当社を通じてご提供できない可能性があります。なお、当社に対して破産その他の法的・私的整理手続が開始された場合でも、お客様から発行者への株式発行に係る払込金額は、当社にお振込みいただいた後、SBIクリアリング信託株式会社に信託されて保全されます。

以上